

令和 8 年度 浜松市職員採用選考案内 公務員経験者

令和 8 年 8 月 5 日
浜松市人事委員会

公務員経験者（国、都道府県、政令指定都市又は特別区）

採用予定日 令和 9 年 4 月 1 日

【申 込 期 間】令和 8 年 8 月 6 日（木）午後 1 時～令和 8 年 9 月 1 日（火）午後 1 時【受信有効】

目指す職員像 ～変化を先取りし、市民の目線で考え、果敢に行動する職員～

本選考の主なポイント

◆ 筆記試験はありません。

1 選考区分・採用予定人数・職務内容

選考区分		採用 予定人数	主な職務内容
事務	行政	若干名	戸籍、住民登録、国保、年金などの窓口業務をはじめ、企画、税務、福祉、都市計画など、施策の企画立案から実施まで、市政運営全般
	社会福祉士	若干名	ケースワークや相談、福祉施策の企画立案から実施などの業務
	学芸員（考古学）	若干名	主に考古学に関する資料の調査研究、収集、保管、展示、教育普及などの業務
技術	土木	若干名	道路や橋梁、河川、都市計画、上下水道などの公共インフラの土木工事の設計や監理、維持管理などの業務
	建築	若干名	庁舎、学校などの公共施設の設計や工事監理、建築確認申請の審査・検査などの業務
	畜産（動物園）	若干名	動物園における動物の飼育、展示及び繁殖、安全管理、野生動物の保全などの業務
免許資格職	薬剤師	若干名	食品衛生業務、環境衛生業務などにおける試験、検査、薬事などの業務
	獣医師	若干名	食品衛生業務、動物の保護、管理などの業務
	保健師	若干名	母子保健、成人保健、精神保健、感染症などの分野における保健指導や相談、健康教育、健康づくりに関する施策の企画立案および実施などの業務
	臨床心理士	若干名	児童・保護者に対する心理判定やカウンセリングなどの業務
	精神保健福祉士	若干名	精神保健福祉に関する相談、支援や施策の企画立案から実施などの業務
	幼稚園教諭・保育士・ 保育教諭	若干名	市立幼稚園・保育園・こども園での園児の保育、一時保護児童の観察および指導などの業務

- ※ 受験申込みは、一人一つの選考区分に限ります。
- ※ 申込日現在で浜松市職員（任期の定めのない職員）である人は受験できません。

2 受験資格

次の（１）から（３）までの要件を満たすことが必要です。

- （１） 次のいずれかに該当する人
- ・ 日本国籍を有する人（令和 9 年 3 月までに取得見込みの人を含む。）
 - ・ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者（令和 9 年 3 月までに取得見込みの人を含む。）
 - ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者（令和 9 年 3 月までに取得見込みの人を含む。）
- （２） 地方公務員法第 16 条に定める欠格条項に該当しない人。幼稚園教諭・保育士・保育教諭の選考区分については、地方公務員法第 16 条に定める欠格条項に加えて、学校教育法第 9 条に定める欠格条項に該当しない人。

地方公務員法第 16 条に定める欠格条項

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 浜松市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

学校教育法第 9 条に定める欠格条項

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられた人
- ・ 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号または第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない人
- ・ 教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない人

- （３） 次のそれぞれの選考区分の受験資格に該当する人
- ① 昭和 40 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、次のそれぞれの選考区分の受験資格に該当する人

選考区分		受験資格
事務	行政	国、都道府県、政令指定都市又は特別区の職員として、同一の団体において行政職としての職務経験が継続して 3 年以上の人。申込時点で、当該団体を退職した日から 10 年を経過していない人。
	社会福祉士	国、都道府県、政令指定都市又は特別区の職員として、同一の団体において社会福祉士としての職務経験が継続して 3 年以上の人。申込時点で、当該団体を退職した日から 10 年を経過していない人。
	学芸員 (考古学)	国、都道府県、政令指定都市又は特別区の職員として、同一の団体において学芸員（考古学専攻）としての職務経験が継続して 3 年以上の人。申込時点で、当該団体を退職した日から 10 年を経過していない人。
技術	土木	国、都道府県、政令指定都市又は特別区の職員として、同一の団体において土木職としての職務経験が継続して 3 年以上の人。申込時点で、当該団体を退職した日から 10 年を経過していない人。
	建築	国、都道府県、政令指定都市又は特別区の職員として、同一の団体において建築職としての職務経験が継続して 3 年以上の人。申込時点で、当該団体を退職した日から 10 年を経過していない人。
	畜産 (動物園)	国、都道府県、政令指定都市又は特別区の職員として、同一の団体において動物園の飼育など畜産職としての職務経験が継続して 3 年以上の人。申込時点で、当該団体を退職した日から 10 年を経過していない人。

免許資格職	薬剤師	薬剤師の免許を有し、国、都道府県、政令指定都市又は特別区の職員として、同一の団体において薬剤師としての職務経験が継続して3年以上の人。申込時点で、当該団体を退職した日から10年を経過していない人。
	獣医師	獣医師の免許を有し、国、都道府県、政令指定都市又は特別区の職員として、同一の団体において獣医師としての職務経験が継続して3年以上の人。申込時点で、当該団体を退職した日から10年を経過していない人。
	保健師	保健師の免許を有し、国、都道府県、政令指定都市又は特別区の職員として、同一の団体において保健師としての職務経験が継続して3年以上の人。申込時点で、当該団体を退職した日から10年を経過していない人。
	臨床心理士	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を有し、国、都道府県、政令指定都市又は特別区の職員として、同一の団体において臨床心理士としての職務経験が継続して3年以上の人。申込時点で、当該団体を退職した日から10年を経過していない人。
	精神保健福祉士	精神保健福祉士の資格を有し、国、都道府県、政令指定都市又は特別区の職員として、同一の団体において精神保健福祉士としての職務経験が継続して3年以上の人。申込時点で、当該団体を退職した日から10年を経過していない人。
	幼稚園教諭 ・保育士 ・保育教諭	幼稚園教諭免許及び保育士資格の両方を有し、国、都道府県、政令指定都市又は特別区の職員として、同一の団体において幼稚園教諭、保育士又は保育教諭としての職務経験が継続して3年以上の人。申込時点で、当該団体を退職した日から10年を経過していない人。

※ 「職務経験」について

- ・国、都道府県、政令指定都市又は特別区の職員として同一の団体で3年以上継続して就業した期間をいいます。
- ・職員には、任期の定めのある職員（任期付職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員等）は含まれません。
- ・休業等（育児休業、介護休暇、病気休暇、休職等）で職務に従事していない期間が1か月以上ある場合は、その期間を除いて通算します。ただし、産前産後休暇期間は就業した期間とみなします。
- ・受験資格に定める経験年数は、**令和8年8月1日時点**の経験年数が対象となります。
- ・最終合格決定後、職務経験年数を確認するため、職歴証明書を提出していただきます。

3 選考日程

（1）第1次選考

内 容	職務経歴評価
合格発表	10月7日(水) 浜松市ホームページに個別面接対象者の受験番号を掲示します。

（2）第2次選考

内 容	小論文・面接選考
日 程	10月24日（土）～11月8日（日）の間で1日 ※土日に実施予定
会 場	浜松市地域情報センター（浜松市中央区中央1-12-7）
合格発表	11月30日(月) 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。 また、受験者全員に結果を郵送でお知らせします。

※1 スケジュール、会場等は変更する場合がありますので、人事委員会から送付する案内を必ず確認してください。

※2 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の選考区分については、第2次選考時に、就業上の配慮事項などを確認するため、人事委員会が指定した身体検査票を提出していただきます。

4 選考の内容・配点

選考科目		内容	配点	
第1次選考	職務経歴評価	職務経歴書を評価します。 (受験申込時に提出)	100点	100点
	性格検査	面接選考の参考とするため、職務遂行上必要な資質、適性等について、主に性格的な面から検査します。 第2次選考の受験対象となった方は、指定の期日までにSPI3（性格検査）をWEBにて受検いただきます。	—	
第2次選考	小論文	課題の理解力、表現力、文章構成力等について、論述選考を行います。	100点	400点
	面接選考	人柄、意欲、対人関係能力、経歴、経験等について、個別面接を行います。	300点	

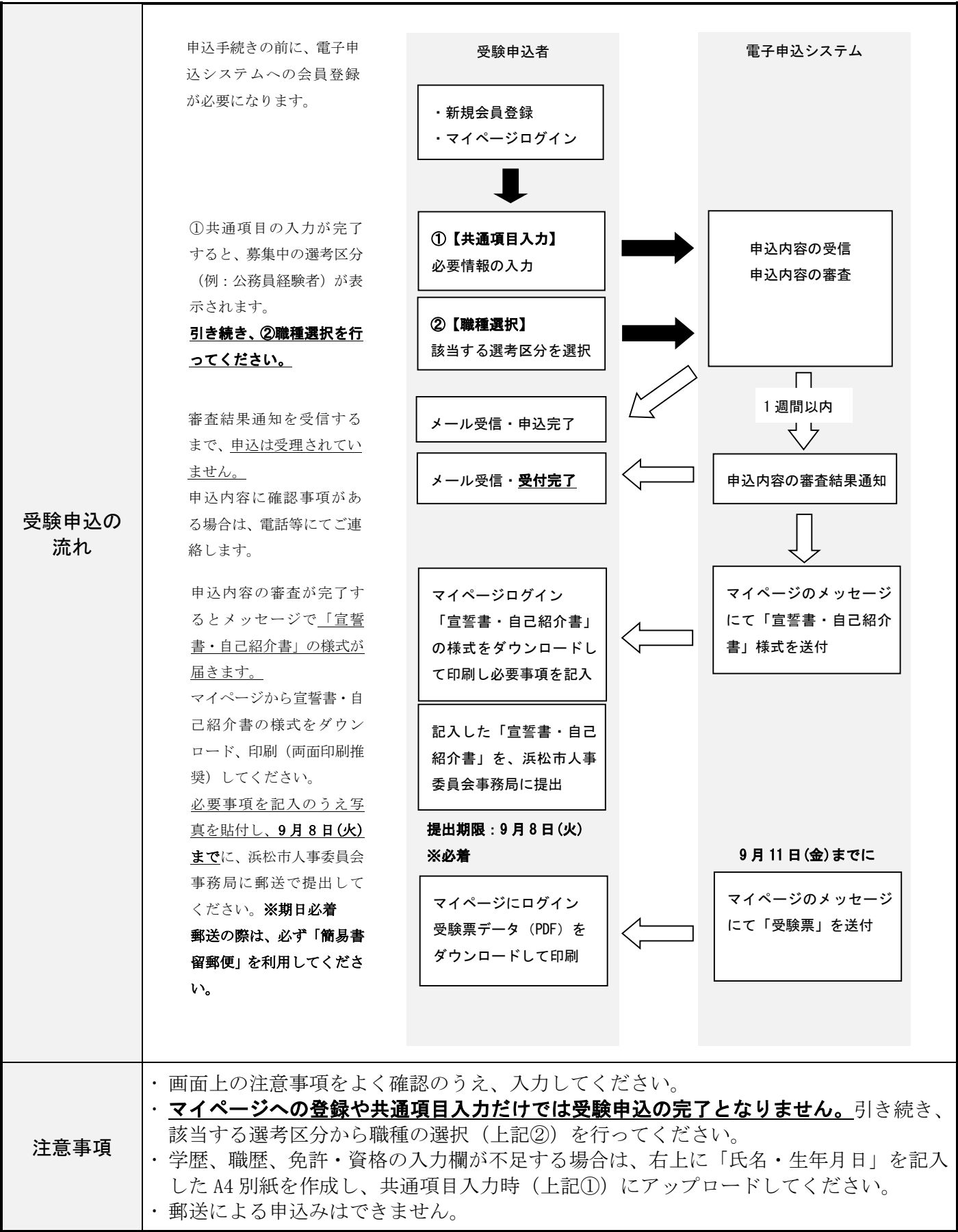
- ※ 最終合格者は、第2次選考の結果により決定します。**（第1次選考の結果は反映されません。）**
- ※ どの選考段階においても、いずれかの選考科目の評価が一定の基準に達しない場合には、他の選考科目の成績にかかわらず不合格とします。
- ※ 採用選考の受験にあたり、受験資格がない場合や受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合、選考中の不正行為や採用選考の円滑な運営に著しく支障をきたすような行為が確認された場合、その他公務に携わる者としてふさわしくない行為が確認された場合には、成績のいかんにかかわらず失格とすることがあります。

5 受験申込手続き

(1) インターネットによる申込み

浜松市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) から、『職員採用』にアクセスし、詳しい申込手続きを確認して申し込んでください。

手続きに必要なもの	○インターネットに接続が可能なデバイス（パソコンやスマートフォン等） ○本人の電子メールアドレス ○A4用紙の印刷が可能なプリンター（受験票を印刷するため）
申込期間等	令和8年8月6日（木）午後1時から令和8年9月1日（火）午後1時 ※ 申込期間中は24時間いつでも申し込むことができますが、時間に余裕をもって申し込んでください。 ※ デバイスの機種や環境により利用できない場合があります。



6 職務経歴書の提出について

(1) インターネットで提出

…職種選択の入力の際に、本市の指定する様式（Excel形式）の電子データを添付してください。

※お使いのブラウザなどにより、電子データを添付できない事象がまれに発生しています。この場合はお手数ですが、選考区分、応募者コード、氏名を記載したメールに職務経歴書の電子データを添

付して、人事委員会事務局（jinji-iinkai@city.hamamatsu.shizuoka.jp）まで送信してください。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、人事委員会が選考区分ごとに作成する採用候補者名簿に、成績順に採用候補者として登載されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 採用者は、採用候補者名簿に登載された人の中から任命権者により選択されます。
- (3) 任命権者は、採用候補者に対して意向調査を行い、欠員等の状況に応じて、名簿有効期間内に採用します。
- (4) 採用予定日は原則として令和9年4月1日です。
※ 欠員等の状況により、勤務可能な人は採用予定日以前に採用される場合があります。
※ 採用予定日に勤務できない人は、採用されない場合があります。
- (5) 最終合格者は、本人の責めに帰する事由や採用辞退の場合を除きほとんどの人が採用されています。
※ 受験資格がない場合や、受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。
- (6) 採用後、一部の業務に従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、対象業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの過程において、文書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。提出書類等に虚偽や秘匿等が判明した場合には、採用されないことがあります。
なお、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の選考区分については、対象職種となるため、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、採用されないこととなりますので、あらかじめご了承ください。

8 勤務条件

勤務条件は浜松市の条例等に基づきます。採用されるまでに条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。（以下、令和8年4月1日現在のもの。）

- (1) 採用時は、主任以下での採用になります。

本市の昇任 一般職員→主任→副主幹、副技監→課長補佐→区課長、専門監→本庁課長→次長→部長

- (2) 初任給

職 種	学歴区分	年 齢	職務経験年数	月 額
事務・技術	大学卒	30 歳（一般職員）	8 年	約 285,000 円
		40 歳（主任）	18 年	約 338,000 円
		50 歳（主任）	28 年	約 349,000 円
	短大卒 (2 年制)	30 歳（一般職員）	10 年	約 282,000 円
		40 歳（主任）	20 年	約 335,000 円
		50 歳（主任）	30 年	約 349,000 円
	高校卒	30 歳（一般職員）	12 年	約 280,000 円
		40 歳（主任）	22 年	約 333,000 円
		50 歳（主任）	32 年	約 348,000 円
薬剤師・獣医師	大学卒 (6 年制)	30 歳（一般職員）	6 年	約 298,000 円
		40 歳（主任）	16 年	約 341,000 円
		50 歳（主任）	26 年	約 351,000 円

保健師	大学卒	30 歳（一般職員）	8 年	約 286,000 円
		40 歳（主任）	18 年	約 339,000 円
		50 歳（主任）	28 年	約 351,000 円
臨床心理士	大学院修士課程 修了	30 歳（一般職員）	6 年	約 285,000 円
		40 歳（主任）	16 年	約 338,000 円
		50 歳（主任）	26 年	約 349,000 円
精神保健福祉士	大学卒	30 歳（一般職員）	8 年	約 285,000 円
		40 歳（主任）	18 年	約 338,000 円
		50 歳（主任）	28 年	約 349,000 円
幼稚園教諭・ 保育士・保育教諭	短大卒 (2 年制)	30 歳（一般職員）	10 年	約 285,000 円
		40 歳（主任）	20 年	約 338,000 円
		50 歳（主任）	30 年	約 349,000 円

上記の例は、学校を浪人や留年なく卒業後、本市採用まで空白期間がなく職務経歴がある場合の初任給モデルになります。

この月額には地域手当等を含みます。

獣医師には初任給調整手当が支給されます。※月額上限 30,000 円（最大支給期間 15 年）

卒業後の経歴または免許取得後の職歴等がある場合には、一定の基準に基づいて決定します。

(3) 期末・勤勉手当（ボーナス）

給料、地域手当等の 1 カ月分をベースに年間 4.65 カ月分が支給されます。

（採用初年は採用される月によって異なります。）

(4) 諸手当

通勤の状況、住まいの状況、家族の状況、勤務の状況等に応じて、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当等が支給されます。

(5) 勤務時間

原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、職種、勤務場所等により異なる場合（4 週間を平均して 1 週間当たり 38 時間 45 分に割り振る。）があります。

(6) 勤務場所

原則として、浜松市内の施設等。ただし、職種、職務内容等により異なる場合があります。

(7) 休日等

原則として、土曜日、日曜日、祝日、年末年始です。ただし、職種、勤務場所等により異なる場合があります。

(8) 休暇等

年次休暇（年間 20 日付与（採用初年は採用される月によって異なります。）、未使用分は 20 日を限度に翌年に繰越しできます。）のほかに、特別休暇（結婚、出産、家族の看護、忌引、夏季休暇等）、病気療養等のための休暇等があります。また、育児休業、介護休暇等の制度もあります。

(9) 喫煙について

健康増進法改正に伴い、行政機関は敷地内での禁煙が義務づけられました。原則として、勤務場所での喫煙はできませんが、屋外で受動喫煙を防止するための必要な措置として、特定屋外喫煙場所（本庁舎本館屋上）を設置しています。※毎月 22 日は閉鎖

(10) その他

本選考で採用された方について、国、都道府県、政令指定都市又は特別区から 1 日も間を置かず引き続き採用された場合であっても、本市において退職手当の通算は行いません。

9 注意事項等

- (1) 選考内容についてのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。
- (2) 提出された書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。
- (3) 提出書類に記載された個人情報および採用選考の結果については、人事委員会で行う選考および任命権者で行う採用事務などの目的以外に使用することはありません。
- (4) **受験資格がない場合や、受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。**
- (5) 日本国籍を有しない人が採用された場合は、浜松市の定める基準に基づいて、下記の①および②以外の職に就くことになります。
 - ① 公権力の行使に当たる業務
(市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務、市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務、市民に対して強制力をもって執行する業務など)
[例] 各種の許認可、税の賦課・滞納処分、占用許可、各種規制、生活保護の決定、都市計画決定、開発規制、建築行為の規制
 - ② 公の意思の形成に参画する職（行政の企画、立案、決定等に関与する職）
- (6) 第1次選考で不合格となった人で希望者には、個人の成績および結果を、**第1次選考合格発表日以後1カ月間**に限り本人からの申請（インターネット・郵便）に基づいてお知らせします。
 - ・インターネットによる申請方法は、合格発表日以後、浜松市ホームページでご確認ください。
 - ・郵便での手続きは、様式は問いませので、受験番号、氏名、生年月日、住所あるいは連絡先の住所および電話番号を記載のうえ、成績開示希望と書いた書面により申請してください。あて先を明記し110円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封して、裏表紙の問い合わせ先まで郵送してください。
 - ・第2次選考で不合格となった人には、合格発表時に個人の成績および結果を郵送でお知らせします。
- (7) 身体の障がい等のため受験上の配慮を必要とされる人は、必ず申込みの際に電話等でご相談ください。

10 お問い合わせ先

浜松市人事委員会事務局

- ・ TEL 053-457-2201（平日 8時30分～17時15分）
- ・ FAX 053-457-2089
- ・ 〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12番7号（地域情報センター3階）

重要

災害等の理由により選考の実施について変更などがある場合は、浜松市ホームページ（トップ→職員採用）およびLINE 公式アカウントでお知らせします。**確実に情報を受信いただけるよう、LINE 公式アカウントの登録をお願いいたします。**



浜松市LINE公式アカウント
「浜松市役所職員採用情報」



浜松市職員採用ホームページ